

確定申告

申告準備は

お早めに

所得税・消費税の申告が2月16日から始まります。期間間際になると、申告会場は大変混雑します。申告準備は早めに行いましょう。

申告書作成・相談・提出は銚子商工会館で

銚子税務署による、平成27年分の所得税、贈与税、消費税の申告書作成・相談・提出会場は、銚子商工会館で行います。

◆開設期間

2月16日(火)～3月24日(木)

(木)

※土・日曜日、祝日を除きません。なお、この期間以外は、税務署による申告書作成・相談会場はありません。

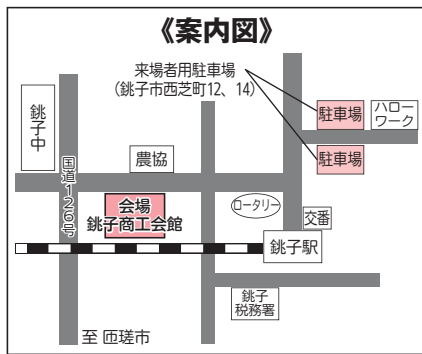
◆時間

受付時間：8時30分～16時
(提出は17時まで)
相談時間：9時～17時

※会場が混雑している場合、早めに受け付けを締め切る場合があります。

◆所在地

銚子市三軒町19番地4(銚子駅から徒歩約4分)案内図
※車でお越しの場合は、来場者用駐車場を利用してください(2時間まで無料)。



◆その他

・所得税などの納税証明書が必要な人は、銚子税務署で手続きをしてください。
・会場には納税窓口がありません。

せん。振替納税を利用するか、最寄りの金融機関で納付してください。

銚子市役所および野栄総合支所での相談・提出は従来通り行います。詳細は、広報そうさ2月号でお知らせします。

復興特別所得税の記載漏れに注意

平成25年から49年までの各年分については、「復興特別所得税」を所得税と併せて申告・納付する必要があります。確定申告書の作成の際には、復興特別所得税の記載漏れが無いよう注意してください。

《復興特別所得税とは》

東日本大震災の復興施策の財源確保を目的に、基準所得

税理士による

無料申告相談会

次の通り申告書の作成相談会を開催します。申告相談期間中(2月16日～3月15日)の税務署職員による出張相談はありませんので、ぜひお越しください。

◆開催日時

2月9日(火)、10日(水)【午前の部】9時30分～12時【午後の部】13時～15時30分

※会場が混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあります。

◆開催場所

市民ふれあいセンター2階会議室

確定申告の期間

▽所得税・復興特別所得税、譲与税

2月16日(火)～3月15日(火)

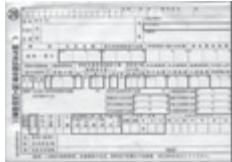
▽消費税・地方消費税

2月16日(火)～3月31日(木)

「給与支払報告書」「償却資産申告書」は2月1日までに提出を

▽給与支払報告書

事業主や青色申告をしている人が、平成27年中に従業員に給与・賃金を支払った場合、「給与支払報告書」(=写真)を提出する義務があります。



対象の給与・賃金…全てのパート・アルバイト・専従者などに支払ったもの(退職者含む)

▽償却資産申告書

工場や商店などで、その事業に用いることができる機械、器具、備品などの有形固定資産を「償却資産」といい、このような事業用資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産所有状況、1月31日(休日の場合は翌日)までに、資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

◆主な償却資産の例

農業	田植機・乾燥機・もみすり機・鶏舎・牛舎・ハウス・ポンプ・動噴など
自営業	レジスター・パソコン・自動販売機・クーラー・応接セットなど
建設業	パワーショベル・クレーン・コンプレッサー・発電機など

※平成27年中に申告した人に対しては、12月中旬に申告書を送付しました。新たに資産を取得し申告書が必要な人は、下記までお問い合わせください。

《給与支払報告書・償却資産申告書の提出先》

報告書および申告書は、2月1日(月)までに、下記へ提出してください(郵送可)。
〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市役所税務課【給与支払報告書は】市民税班【償却資産申告書は】資産税班 あて

社会保険料控除の確認資料として「納付確認書」を発行します

確定申告時の社会保険料控除の確認用に、その年に納付された国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者保険料(公的年金などからの天引き分は除く)の「納付確認書(税申告用)」を発行します。

手数料はかかりませんので、必要な人は市役所1階税務課または野栄総合支所窓口で申請してください。なお、本人または同一世帯の親族以外の方が申請する場合、本人の委任状が必要です。

※「納付確認書」は郵送していません。

上記について不明な点は、税務課 ☎73-0087 へお問い合わせください。

税額(全所得に対する所得税額)に、2・1%を乗じて算出した金額を追加的に課税するものです。

財産債務調査と国外財産調査の提出

次の調査の対象となる人は、「財産債務調査」または「国外財産調査」を、それぞれ3月15日(火)までに提出してください。

◆財産債務調査(新設)

所得税などの確定申告が必要な人で、平成27年分の「総所得金額」と「山林所得金額」の合計額が2千万円を超え、かつ、27年12月31日現在で価額の合計額が3億円以上の

「財産」または同一1億円以上の「国外転出特例対象財産」を所有している人。

調査への記載事項: 財産の種類、数量、価額、所在ならびに債務の金額など(財産および債務に関する事項は、「種類別」「用途別」「一般用・事業用)」「所在別」に記載)

※この制度は、平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産および債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす人に対し、その保有する財産および債務に係る調査の提出を求めるものとして創設されました。

◆国外財産調査

平成27年12月31日現在で、価額の合計額が5千万円を超

える国外財産を所有している人。

「e-Tax」で確定申告

国税の電子申告・納税システム「e-Tax」を使うと、インターネット経由で所得税などの申告・納税ができます。e-Taxで、本人の「電子署名」と「電子証明書」を付して所得税・復興特別所得税の確定申告を行うと、次の利点があります。

添付書類の省略: 医療費の領

収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで提出に代えられます。(確定申告期限から5年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります)。処理がスピーディー: e-Taxによる申告は、3週間程度で処理が完了するため、還付金を早く受け取ることができます。

◆持参品
申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑

◆相談内容
小規模納税者の所得税・復興特別所得税および消費税、地方消費税、年金受給者および給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。また、譲渡所得がある人も受け付けます。

税務署、県税事務所、市役所の職員も申告書作成の相談を行います。

《問い合わせ先》
銚子税務署 ☎0479・22・1571

問 銚子税務署 ☎0479・22・1571